

【参考1】特定事業所加算算定に係る提出書類(訪問介護)

→まず、【別紙10】特定事業所加算に係る届出書をご記入ください。

1体制要件

【別紙10】の番号	項目	基準	必要な添付書類
(1)①②	計画的な研修の実施	全ての訪問介護員等に対し、訪問介護員等ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している。	○事業所全体の研修計画書等(個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等がわかるもの)
(2)	会議の定期的開催	利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に行う。	○会議の開催の事実が分かる書類(過去の会議の記録の写し等) ○定期的(概ね1月に1回以上)な開催が分かる書類(会議開催について定めた書面等)
(3)	文書等による指示及びサービス提供後の報告	サービス提供責任者が、利用者を担当する訪問介護員等に対し、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達して開始するとともに、サービス提供終了後、担当する訪問介護員等から適宜報告を受ける。	○サービス提供責任者と訪問介護員等との間の情報伝達及び報告体制の整備状況が分かる書類(連絡網、マニュアル等)
(4)	定期健康診断の実施	全ての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に行う。	○少なくとも年1回は事業者負担により健康診断が実施されていることが分かる書類
(5)	緊急時における対応方法の明確化	緊急時等における対応方法が利用者に明示されている。	○緊急時等における対応方法が分かる書類(重要事項説明書等)

※サービス提供体制強化加算(訪問入浴介護・訪問看護)に係る添付書類についても、上記をご参照ください。
(計画的な研修の実施、会議の定期的開催、定期健康診断の実施)

2人材要件

【別紙10】の番号	項目	基準	必要な添付書類
(1)	訪問介護員等要件	訪問介護員等の総数のうち介護福祉士の占める割合が30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者並びに介護職員基礎研修課程修了者及び1級課程修了者の占める割合が50%以上である。	○【別紙31】算定要件確認書 ○資格証の写し
(2)	サービス提供責任者要件	・全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくは1級課程修了者である。 ・1人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所においては、常勤のサービス提供責任者を2名以上配置している。	○【別紙7】(サービス提供責任者の)シフト表 ○資格証の写し ○実務経験の分かる経歴書

3重度要介護者等対応要件

【別紙10】の番号	項目	基準	必要な添付書類
	重度要介護者等対応要件	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、要介護4及び要介護5である者、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者、並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が20%以上である。	○割合の根拠が分かる書類

特定事業所加算IVに係る要件

【別紙10】の番号	項目	基準	必要な添付書類
(1)②	計画的な研修の実施	全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定している。	○事業所全体の研修計画書等(個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等がわかるもの)
(2)	サービス提供責任者要件	・指定居宅サービス等基準第5条第2項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所である。 ・配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置している。	○【別紙7】(サービス提供責任者の)シフト表 ○資格証の写し
	重度要介護者等対応要件	前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者の総数のうち、要介護3、要介護4又は要介護5である者、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症である者、並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が60%以上である。	○割合の根拠が分かる書類